期末手当及び 勤勉手当に関する規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第三号

<u>一</u>号) 期末手当及び勤勉手当に関する規則 の一部を次のように改正する。 期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和四十六年三月奈良県  $\mathcal{O}$ 部を改 Ê す Ź 規 則 人事委員会規則第二十

同じ。 第六条第二項第二号中 」を加え、 同条第三項を次のように改める。 「する育児休業」 の下に 以下こ の条及び第十二条に お 11 7

- 3 前項の規定に かかわらず、 次の各号に掲げる期間に 9 1 て は、 除算は 行 わ な V
- 職の 以下同じ。 育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員及び公立の学校の事 公務傷病等による休職者 特例に関する法律 であつた期間 (昭和三十二年法律第百十七号) (条例第二十六条第一項 の規定の適用を受ける職員、 の適用を受ける職員をい 務職員  $\mathcal{O}$ う。 教
- ち、 育児休業法第二条の 次に 掲げる期間 規定により育児休業をして 1 る職員とし て在職 た 期 間  $\mathcal{O}$ う
- T 児休業であ 間を合算した期間) の全部が子の 業法第五 育児休業の承認 条に規定する育児休業 つて、 出生の 承認に係る期間 が一箇月以下である育児休業をしている職員として在職 日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にあ に係る期間  $\mathcal{O}$ (当該期間が二以上あるときは、 (公益的法 申 出に係る期間。 人等派遣職員に 以下この あ 項に 9 7 それぞれ お は、 11 育児 て同 る育 0) 期
- 1 である育児休業をしてい の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であ (当該 当該育児休業の承認に係る期間 期間が二以上あるときは、 る職員として在職 それぞれ の全部が子 L の期間を合算 た期間  $\mathcal{O}$ 出 生の 日 か した期間) 9 ら育児休業条例第三条 て、 承認に係る期間 が一箇月以下

第十二条第二項第二号を次のように改める。

及び て 育児休業法第二条の 職 規定する職員を除 た期間 規定により育児休業をして 及び 第二条第七号 11 、る職員 か ら第 九号までに掲げ (第六条第三項第二号ア る職員と